

士幌町社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、低所得で特に生計困難である者及び特別地域加算対象者に対し利用者負担（サービス費、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費の負担をいう。以下同じ。）を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(軽減措置の内容等)

第2条 軽減措置の内容、軽減対象介護保険サービスの種類、軽減対象者及び軽減の程度は、次の各号のとおりとする。

(1) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置

イ 軽減措置の内容

社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、低所得で生計困難である者に対し利用者負担を軽減した場合、その軽減総額のうち、当該社会福祉法人等の本来受領すべき利用者負担収入に対する一定の割合を超えた社会福祉法人等に対し所要の支援を行う。

ロ 軽減対象介護保険サービスの種類

法に基づく訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業における介護保険サービスとする。

ハ 軽減対象者

軽減対象者は、市町村民税世帯非課税であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として、その他これに準ずると町長が認めた者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律144号）の扶助を受けている者、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下を除くものとするが、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額についてはその限りではない。

1. 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
2. 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
3. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
4. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
5. 介護保険料を滞納していないこと。

ニ 軽減の程度

軽減の程度は、利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とし、申請者の収入の状況等を勘案し、町長が特に認めた場合は、4分の1を超える軽減をすることができるものとする。

ホ 高額介護サービス費等との適用関係

高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額介護サービス費等」という。）との適用関係については、助成措置に基づく軽減措置の適用をまず行い、その軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費等の支給を行うものとする。その際、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととする。また、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減措置の適用を行うものとする。

(2) 離島等地域特別地域加算に係る利用者負担の軽減措置

イ 軽減措置の内容

訪問介護又は介護予防訪問介護事業を行う社会福祉法人等が、離島等特別地域加算が行われない住民との負担の均衡を図るため、特別地域加算分に相当する利用者負担を軽減した場合に、当該社会福祉法人等に対し所要の支援を行う。

ロ 軽減対象介護保険サービスの種類

法に基づく訪問介護又は介護予防訪問介護とする。

ハ 軽減対象者

軽減対象者は、特別地域訪問介護加算対象であって、市町村民税本人非課税の者とする。ただし、生活保護法の扶助を受けている者及び前号の事業の適用を受けていない者とする。

二 軽減の程度

軽減の程度は、利用者負担の10分の1とする。

(確認証の交付申請)

第3条 前条による軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担額軽減対象確認申請書（別記第1号様式）を、町長に提出するものとする。

- 1 前項の申請書には、前条第1号ハ又は、第2号ハの規定に該当することを証明する書類を添付するものとする。ただし、証明すべき事実を申請者の承諾により公簿等で確認することができる場合は省略することができるものとする。

(確認証の交付決定)

第4条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し利用者負担の軽減の可否を決定し、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により利用者負担を軽減決定したときは、当該申請者に社会福祉法人等による利用者負担軽減対象確認証（別記第3号様式。以下「確認証」という。）を交付する。
- 3 前項の規定により確認証の交付を受けた者が、軽減対象サービスを受けようとするときは、当該社会福祉法人等に確認証を提示するものとする。

(認定証の有効期限)

第5条 認定証の有効期限は、6月30日までとする。

2 確認書の適用年月日は、第3条の申請のあった月の初日とする。

(社会福祉法人等による利用者負担の軽減の取扱い)

第6条 介護サービスの提供を行う社会福祉法人等が、軽減する場合の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、法人所轄庁たる都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長（法人所轄庁が厚生労働大臣である場合は主たる事務所がある都道府県知事）及び法人所在地の市町村長に対してその旨申し出を行うものとする。
- (2) 前号の申し出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行うものとする。

(社会福祉法人等への助成方法)

第7条 この要綱により、利用者負担の軽減を行った社会福祉法人等への助成は次のとおりとする

- (1) 第2条第1号の措置により社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該社会福祉法人等の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象の介護保険サービスに関するものに限る。）に対する一定割合を超えた部分を対象とし、当該社会福祉法人等の収支状況等を踏まえ、その2分の1を基本としてそれ以下の範囲内で助成する。
 - (2) 第2条第2号の措置により社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額の2分の1を助成する。
- 2 助成を受けようとする社会福祉法人等は、土幌町補助金等交付規則（昭和53年規則第8号）を遵守するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1. この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(税制改正に係る経過措置)

2. 平成18年6月1日現在において利用者負担第3段階に該当する者のうち、地方税法上の個人住民税に係る高齢者の非課税限度額の廃止に係る経過措置対象者及びその者と同一の世帯に属する要介護等被保険者であって、第2条第1項第1号ハの要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担を総合的に勘案し、生計が困難な者として町長が認めた者

(経過措置実施方法)

3. 平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までの間に、本経過措置による軽減の実施については、第 1 条中「食費、居住費(滞在費)及び宿泊費の負担」とあるのは、「食費、居住費(滞在費)及び宿泊費の負担(当該額補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額)」と、第 2 条第 1 項第 1 号ハ中「市町村民税世帯非課税」とあるのは、「介護保険法施行令の一部を改正する政令(平成 18 年政令第 154 号)附則第 8 条第 3 項に規定する特定被保険者(同条第 1 項及び第 2 項に該当する者を除く。)」と、「150 万円」とあるのは、「190 万円」と、「4 分の 1 (老齢福祉年金受給者は 2 分の 1)」とあるのは、「8 分の 1」と読み替えるものとする。

(平成 21 年度から平成 23 年度までの特例)

- 4 平成 21 年度から平成 23 年度までの間における利用者負担(食費、居住費(滞在費)及び宿泊費の負担は除く。)の軽減の程度に係る第 2 条第 1 号ニの規定の適用については、同号ニ中「4 分の 1」とあるのは「28%」と、「2 分の 1」とあるのは「53%」とする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。